

令和元年度 第1号 日本遺産忍びの里人材育成・普及啓発業務委託 仕様書

1. 委託業務の名称

令和元年度 第1号 日本遺産忍びの里人材育成・普及啓発業務委託

2. 業務の目的

「忍びの里 伊賀・甲賀ーリアル忍者を求めてー」の日本遺産認定を受け、忍びの里伊賀甲賀忍者協議会（以下、「協議会」という。）を設立し、両市に残る忍者ゆかりの寺社仏閣をはじめ、中世城館群などを活用した広域的な観光誘客の取り組みのほか、両市の市民が忍者を誇りに感じるよう、さまざまな啓発活動や人材の育成など企画運営する。

当事業では、日本遺産「忍びの里」のストーリーや構成文化財をわかりやすく解説できる観光ガイドを育成し、本地域を訪れる観光客の受入環境の更なる充実を図るとともに、認定地域内の構成文化財を巡る魅力的な新しいモデルコースを作り、本地域へ観光客を呼び込むためのモニターツアーを実施する。

3. 業務の概要

- (1) 人材育成事業（ガイド育成講座の実施）
- (2) 普及啓発事業（モニターツアーの造成と実施）

4. 契約期間

契約締結後5日以内～令和2年3月25日まで

5. 契約担当者

忍びの里伊賀甲賀忍者協議会 会長 岡本 栄

6. 業務計画

受託者は契約締結後、すみやかに業務遂行に係る計画書を作成し提出する。なお、計画書は表紙、実行程表、業務実施体制、緊急時の連絡表により構成すること。

7. 業務の実施体制

受託者は、本仕様書に記載する業務項目と同種あるいは類似の業務経験を有するものを選任し、適切な数の人材を配置することによって委託業務を円滑かつ効果的に実施すること。

8. 業務の内容

本委託の主な内容は以下の通りとする。また、今後の取組への参考とするため、両業務ともに参加者へのアンケート調査及び集計等を行う。なお、協議会が本業務以外でも適宜使用できるようガイド育成講座やモニターツアー実施の様子を写真撮影する。参加者には撮影及び写真の利用について、必ず了解を得ることとする。

(1) ガイド育成講座の実施

日本遺産「忍びの里」のストーリー及び構成文化財の案内、解説を行えるガイドの育成講座を開催する。既存のボランティアガイドだけでなく、ガイドや忍者そのものに興味のあるガイド未経験者も広く対象とし、平成30年度第2号日本遺産忍びの里魅力発信・人材育成業務の研修内容及び実績を踏まえ、より実践的な研修を行い、受講以後に実際にガイドとして活躍できる人材を育成する。

なお、平成29年度第1号日本遺産忍びの里魅力発信・調査業務委託により制作した「忍びの里伊賀甲賀ガイドマニュアル」を教材として活用することとする。

①講座の実施

ガイド未経験者やボランティアガイドに加え、平成30年度第2号日本遺産忍びの里魅力発信・人材育成業務で開催したガイド育成講座の受講者が継続して受講する場合も想定し、より実践的な講座を実施する。

講座は座学・現地研修等を合わせ、伊賀市・甲賀市の地域で各2回以上実施することとし、会場や講師の選定、受講者の募集方法についても提案することとする。

②「(仮称) 忍びの里ツアーガイド登録簿」の作成

本ガイド育成講座の受講者に、(仮称) 忍びの里ツアーガイドとして今後活動する意思があるかを確認し、登録者のとりまとめを行う。

(2) モニターツアーの実施と「(仮称) 忍びの里ツアー」の造成につながる提案書の作成

平成29年度日本遺産忍びの里魅力発信・調査業務委託の「調査報告書」を精査した上で、認定地域内の構成文化財を巡り「忍びの里」のストーリーが感じられるモデルコースを作り、モニターツアーを実施する。平成30年度第1号日本遺産忍びの里魅力発信・普及啓発業務で実施したモニターツアーの実績報告を反映するとともに、ツアー時のガイドは人材育成講座受講者とする。また、受入環境整備や旅行商品の造成など、地域の魅力を高める取組に活用するため、参加者にアンケートを実施する。

なお、平成30年度第1号日本遺産忍びの里魅力発信・普及啓発業務の実績及び本業務によるモニターツアーの実施結果を踏まえ、「(仮称) 忍びの里ツアー」の造成につながる提案書を作成する。

①モニターツアーの開催日

令和2年3月15日(日)までに、2回以上(下記の対象者ごとにそれぞれ最低1回ずつ)実施すること。

②対象者

ア おおよそ60歳以上の方

イ 20歳代及び30歳代の方

③周遊箇所

協議会と協議のうえ、対象者ごとに最適なモニターツアーを構成するものとする。

④委託料に含まれる経費

委託料の中には、ツアー参加者募集に係る費用、ツアーの進行管理に係る費用、ツアー準備に係る費用、ツアーの会場借用等に係る経費、ツアー中の移動に係る経費、添乗員に係る費用、傷害保険に係る費用、撮影料、アンケート結果集計・データ分析に係る費用、納品に係る経費、運搬費、その他本業務に関する一切の経費を含むものとする。ただし、ツアーに係る食事代は委託料に含まない。

⑤「(仮称) 忍びの里ツアー」造成につながる提案書について

①実施結果を分析し、モニターツアーのブラッシュアップを行い、実現可能な「(仮称) 忍びの里ツアー」の造成につながる提案を行うこと

②有効かつ持続可能な方法を具体的に提案すること

③地域内の産品、地域内のサービス業との連携を重視すること

9. 成果品

業務終了後は、速やかに業務完了報告書を作成し、提出すること。

(1) 業務完了報告書

①ガイド育成講座における講師、会場、参加者数、講座概要、アンケートの集計・分析及び写真等をまとめた報告書

②モニターツアー実施における開催概要、参加者数、アンケートの集計・分析及び写真等をまとめた報告書

③「(仮称) 忍びの里ツアー」の造成につながる提案書

④上記①～③の電子データ (CD-R等の電子機器媒体で提出)

⑤上記①及び②の写真を記録した電子データ (CD-R等の電子機器媒体で提出)

(2) 提出部数

①業務完了報告書 3部

②電子データ 2部

10. その他

(1) 本業務を遂行するにあたり、受託者は発注者と綿密に連絡をとりながら、委託業務を実施しなければならない。

(2) 本業務により生じたすべての著作権 (著作権法 (昭和45年法律第48号) 第27条および第28条に規定する権利を含むが、これらに限らない) は、協議会に帰

属するものとする。

- (3) 業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。また、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、書面により協議会の承諾を得なければならない。
- (4) 本仕様書に定める事項等に疑義が生じた場合は、すみやかに受託者および発注者で協議して決定する。
- (5) 業務実施にあたって施設管理者への許可は発注者と協議の上、承認を得ること。
- (6) 本業務により生じるすべての成果物を発注者の許可なく公表および貸与してはならない。また本業務実施により知り得た事項を第三者に漏洩し、または開示してはならない。これらのことは、本業務終了後においても同様とする。
- (7) 受託者は、本業務の実施に当たり関係法令等を遵守しなければならない。また、文化芸術振興費補助制度の要綱を遵守すること。
- (8) 本事業の遂行上必要な資料、画像等は原則として受託者が収集するものとするが、協議会が保有しているもので本事業の遂行に必要な資料は貸与する。なお、取材、撮影等にあたっては市や構成文化財所有者等と事前に調整すること。
- (9) 業務委託料の支払いは、原則精算払いとする。
- (10) 暴力団員等による不当介入の排除について、「(不当介入に関する通報制度)」の徹底について
 1. 受注者は、暴力団員等（暴力団の構成員および暴力団関係者、その他協議会発注工事等に対して不当介入をしようとするすべての者をいう。）による不当介入（不当な要求または業務の妨害）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点ですみやかに警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行うものとする。
 2. 受注者は、前項により通報を行った場合には、すみやかにその内容を記載した通報書（別記様式第1号）により所轄警察署に届け出るとともに、監督職員に報告するものとする。また、受注者は、以上のことについて、下請負人（再委託の協力者を含む）に対して、十分に指導を行うものとする。
 3. 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。